

Information 06

市視聴覚センターからのお知らせ

【アナウンス技術講習会受講者を募集】

ミヤギテレビの安斎摩紀アナウンサーを講師に迎え、マイクに向かう心構えや発声、発音の仕方など、基礎的なアナウンス技術が学べます。
 【日時】8月1日(木)午後1時20分～4時(受付：午後1時)
 【場所】登米祝祭劇場(小ホール)
 【募集人員】高校生以上4人(先着順)
 【受講料】無料
 【申込期限】7月26日(金)
 【申込方法】電話で申し込みください



【申し込み問い合わせ】市視聴覚センター
 ☎0220(22)5219

Information 07

ひとり親家庭などの就業支援講習会を開催

【日時】9月8日(日)～令和2年3月15日(日)(各日曜23回、平日実習2日含む)午前9時～午後5時10分
 ※9月29日(前期閉講式)、11月3日(文化の日)、12月29日(年末)、2月16日～3月8日の日曜は休講です
 【場所】宮城県母子・父子福祉センター

【講習名】介護職員初任者研修(後期)
 【対象】宮城県在住のひとり親家庭の親または寡婦で、全日程受講できる人
 【定員】15人
 【費用】無料(教材費・実習費は自己負担：9千円程度)
 【託児】無料(3歳～小学3年)
 【申込期間】8月1日(木)～21

【申し込み問い合わせ】宮城県母子福祉連合会
 〒983-0832 仙台市宮城野区安養寺三丁目7-3
 宮城県母子・父子福祉センター1内
 ☎022(256)6512

Information 08

もの忘れや認知症についてご相談ください

高齢者で「最近物忘れが多くなった」「同じことを何度も繰り返し話すようになった」など、気になることや困りごとがありましたら、ご相談ください。精神科医が相談に応じます。事前に予約が必要ですので、各地域包括支援センターまでご連絡ください。
 【日時】8月23日(金)午後1時30分
 【場所】市役所南方庁舎(1階相談室)

【連絡先】
 ▼追地域包括支援センター
 ☎0220(22)1152
 ▼中田・石越地域包括支援センター
 ☎0220(34)7611
 ▼石越分室
 ☎0228(34)4151
 ▼東和・登米地域包括支援センター
 ☎0220(53)4811
 ▼登米分室
 ☎0220(52)5090

▼米山・南方地域包括支援センター
 ☎0220(29)5821
 ▼南方分室
 ☎0220(58)4311
 ▼津山・豊里地域包括支援センター
 ☎0225(68)3780
 ▼豊里分室
 ☎0225(76)4811
 【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(長寿社会係)
 ☎0220(58)5551

Information 09

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料を改定

国民健康保険税の税率を引き下げ

国民健康保険制度は、病气やけがをしたときに、医療費などを給付する医療保険制度です。社会保険加入者や生活保護受給者以外の全ての人が国民健康保険制度に加入しています。

国民健康保険税は、保険税率から算出した医療分(医療費の支払いに充てるもの)と支援金分(後期高齢者医療制度の費用に充てるもの)、介護分(介護保険制度の費用に充てるもの)の合計です。令和元年度は【表1】の通り、税率を引き下げました。

また、地方税法の一部改正により、国民健康保険税の軽減判定基準額を改定し、軽減対象世帯の範囲を【表2】の通り拡大しました。

詳細は、総務部税務課の窓口や市公式ホームページで確認できます。
 【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険係)
 ☎0220(22)2163

【表1】国民健康保険税率の改正表

区分	医療分		支援金分		介護分	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
所得割 (前年総所得-基礎控除33万円)×税率	6.45%	6.20%	2.20%		2.50%	2.00%
均等割 被保険者一人につき	22,500円	据え置き	9,000円	据え置き	12,000円	8,000円
平等割 一世帯につき	20,000円	15,000円	5,000円		6,200円	据え置き
各限度額	580,000円	610,000円	190,000円	据え置き	160,000円	据え置き
限度額合計	平成30年度 930,000円 ⇒ 令和元年度 960,000円					

【表2】軽減判定基準の改正表

軽減割合	世帯の所得の基準	
	平成30年度	令和元年度
7割	33万円以下	据え置き
5割	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	33万円+(28万円 ×被保険者数)以下
4割	33万円+(50万円×被保険者数)以下	33万円+(51万円 ×被保険者数)以下

※旧被扶養者(会社の健康保険などの被保険者が後期高齢者医療の対象になったため、その被扶養者だった65歳以上で国民健康保険に加入した人)は、国民健康保険税の減免対象になります。今年度から均等割・平等割の減免期間が資格取得から2年を経過するまでの間に限定されます。所得割は、資格取得から2年以降も、これまで通り減免になります

均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の所得の合計額	
	平成30年度	令和元年度
9割	33万円以下の世帯で、被保険者全員の公的年金等収入が80万円以下で、その他の所得が無い場合	
8割		33万円以下の世帯で、被保険者全員の公的年金等収入が80万円以下で、その他の所得が無い場合
5割	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	33万円+(28万円 ×被保険者数)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数)以下	33万円+(51万円 ×被保険者数)以下

社会保険などで被扶養者だった場合の均等割額の軽減

平成30年度	令和元年度
5割軽減	5割軽減(加入から2年を経過するまでの間) ※所得割額は0円

【対象者】
 医療分⇒国保加入者全員
 支援金分⇒国保加入者全員
 介護分⇒40歳以上65歳未満の人

後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わりました

後期高齢者医療保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と、前年の所得に応じて計算される所得割額の合計額で構成されています。令和元年度の保険料は、軽減の割合

と対象が変わりました。
 【問い合わせ】
 ▼総務部税務課(国民健康保険係)
 ☎0220(22)2163
 ▼宮城県後期高齢者医療広域連合
 ☎022(266)1021
 ☎022(266)1026